

第105回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年12月13日(金)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和元年12月13日(金)午後1時54分
- 3 閉会の日時 令和元年12月13日(金)午後3時11分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 1階多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席 15名 欠席 2名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	欠席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 森本 章男	参事 畑 太志
参事監 箕浦 勝宏	参事監 真田 明彦
農地担当課長 佐藤 孝司	担当課長補佐 浦上 和彦
担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明
副主査 柴田 美佳	

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

5 番：遠藤 茂

9 番：久山 優

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会
第105回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。5番 遠藤 茂委員、9番
久山 優委員にお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

1 1月の諮問案件について報告します。南区浦安西町の露天駐車場・露天資材
置場を目的とする5条許可申請については、11月27日に岡山県農業会議に諮
問し、許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請に
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いし
ます。

奥山係長 1 ページ1番、受人は御津草生に居住し、世帯で約1.6ヘクタールの農地
を耕作する農業者ですが、増反により宿の田及び畑を所有権移転しようとする
ものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

2番、受人は芳賀に居住し、世帯で約2.2ヘクタールの農地を耕作する農
業者ですが、増反により芳賀の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

3番、受人は大元駅前に居住し、世帯で約34アールの農地を耕作する農
業者ですが、増反により尾上の田に10年間の賃借権を設定しようとするも
のです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を

すべて満たしていると考えます。

4番、受人は大安寺東町に居住し、世帯で約19アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大安寺東町の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積20アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5番、受人は栗井に居住し、世帯で約25アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により栗井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は撫川に居住し、世帯で約2.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は下足守に居住し、世帯で約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は一宮に居住し、約22アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により惣爪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は高松原古才に居住し、約99アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により惣爪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は吉備津に居住し、約42アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により吉備津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、5番から10番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 11番、受人は御津草生に居住し、世帯で約62アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津草生の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は倉敷市内に居住し、世帯で約36アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津中畑の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、14番は申請人同士による交換ですので、併せて説明します。
13番の受人は御津吉尾に居住し、約36アールの農地を耕作する農業者で、
14番の受人は御津吉尾に居住し、約50アールの農地を耕作する農業者で
すが、お互いの耕作を便利にするため御津吉尾の田及び畑を交換しようとする
ものです。

受人はそれぞれ取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、
地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていること
から許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は建部町下神目に居住し、世帯で約97アールの農地を耕作
する農業者ですが、受贈により建部町下神目の畑を所有権移転しようとする
ものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

16番、受人は建部町品田に居住し、世帯で約2.5ヘクタールの農地を耕
作する農業者ですが、増反により建部町品田の畑を所有権移転しようとする
ものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

17番、受人は建部町品田に居住し、世帯で約1.1ヘクタールの農地を耕
作する農業者ですが、受贈により建部町品田の畑を所有権移転しようとする
ものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員
さんの意見を申し上げます。

信定委員 御津・建部地区協議会で、11番から17番までの7件について協議したと
ころ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員として
も同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 18番、受人は浦安西町に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は大福に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により大福の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は小串に居住し、世帯で約38アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は小串に居住し、世帯で約70アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は浦安南町に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により浦安南町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、前回保留とした案件です。受人は迫川に居住し、世帯で約6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

前回は、申請人が農地改良中の奥迫川の農地に、許可申請の内容と異なる土

が入れられていたことについて、追加で提出を求めていた書類が未提出であったため、保留意見となりました。

その後、未提出だった書類に加えて、前回の協議会で指摘のあったコンクリート再生材についての説明資料も提出されました。再三の内容変更から引き続き保留にすべきとの意見もありましたが、説明資料が提出されたことから最終的に許可意見となりました。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で18番から23番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区23番までの23件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1番、転用目的は、太陽光発電設備です。申請人は玉柏に居住し、70アールの農地を耕作する農業者ですが、農業外収入を得るため、自己所有の申請地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。なお、申請人が所有する農地については、申請地以外の農地はすべて農業振興地域の農用地に指定されているため、申請地を選定したものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は、申請地から約100m離れた場所に貸露天駐車場を所有していますが、今後、分譲住宅地になる予定のため、現在の契約者に対し代替駐車場5台分として、自己所有の申請地を貸露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は農家住宅です。なお、5ページ5番の5条申請と同時申請になっています。申請人は、申請地隣接の農家住宅に夫婦で居住していますが、申請人夫婦及び三女の世帯4人で居住するための農家住宅を建築しようとするものです。なお、既存農家住宅は、申請人の長女に贈与します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和50年に設立され、北区栗井で社会福祉事業を営む法人ですが、昨年路線バスが廃止され、またJR足守駅からも遠く、職員は自動車通勤していますが、職員用駐車場が不足しており、申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、4番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ5番、前回保留意見とした案件で、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。前回は、申請に関する添付資料「知見を有する者からの意見書」中、関連データとして記載されている栃木県鹿沼市や静岡県浜松市の実証実験における遮光率と本案件の遮光率が大きく異なっている点や、「営農計画書」に記載されている下部の農地の単収についての記述に疑義が生じていることから、添付書類の補正や追加等が必要と考え保留意見となりました。今回、追加資料の提出がありました。提出日から地区協議会までの期間が短かったため、十分な検討を行うことが出来ず、引き続き継続して協議を行っていくこととして、地区協議会では保留意見となっています。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、5番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に、南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 6番、転用目的は自己住宅です。申請人は、藤田の持ち家に夫婦2人で居住していますが、建物が老朽化して不便になったため、現住居地での建て替えを検討しました。しかし、そのためには引っ越し作業が二回必要となり、申請人は高齢であり体力的に困難なため、現住居に隣接した自己所有の申請地に自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は引っ越し後に取り壊す予定です。

農地区分は、地域センターから半径500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は貸露天車両置場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は、南区藤田で車両販売を個人経営している方から、展示車両が増加し保管場所がないため事務所から近い申

請地を車両置場として借りたいとの申し出を受けました。転用資金の都合上、所有者が申請人となり貸露天車両置場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は、迫川に居住し、約6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、申請地を農地改良して、ブドウ栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は令和2年1月10日から令和2年5月31日までです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で、6番から8番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)については、中・中央地区1番から南区8番までの内、御津・建部地区5番は保留、その他7件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1番、前回、地区協議会で土地利用計画等に疑義が生じていたため、保留とした案件ですが、今回、修正した土地利用計画図の提出がありました。永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。転用

期間は許可日から3年間です。申請人は、現在、本社敷地を露天駐車場及び露天資材置場として利用していますが、事業拡大により手狭となったため、本社周辺に位置し便利の良い申請地に賃借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は芳賀に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、農業用倉庫を所有しておらず、倉庫の代替として利用していた農業用ハウスが老朽化したため、耕作農地に近い申請地を所有権移転し、農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己住宅です。申請人は大安寺中町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先及び妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。申請人は姫路市内の借家に家族4人で居住していますが、岡山市北区にある医療機関に転職するため、勤務先及び実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、水管・下水道管が埋設された沿道で、半径500m以内に医療機関と小学校が存在することから3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は農家住宅です。なお、4ページ3番の4条申請と同時申請になっています。申請人は野殿東町の借家に家族4人で居住していますが、妻の両親と同居するため義父所有の申請地へ使用貸借権を設定し、父とともに農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から5番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6番、転用目的は自己住宅です。申請人は広瀬町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先への通勤が便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、8番は受人が同一ですので併せて説明します。令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は7番が露天駐車場、8番が法面造成及び管理道路です。申請人は、明治44年に設立され、東京都港区に主たる事務所を置き、北区国体町で社会福祉事業を営む法人です。申請人は、申請地近隣において特別養護老人ホームを運営していますが、昨年の豪雨災害で従業員駐車場の法面が崩れ、従業員用駐車場が不足しているため、7番では申請地を露天駐車場に、8番では法面の復旧と管理通路に転用しようとするものです。

農地区分は、特定土地改良事業8年経過地のため1種農地と判断されますが、社会福祉事業に係る用地への転用は例外的に許可が可能となっています。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、6番から8番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 9番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、北区平田の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く便利の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、9番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 10番、転用目的は露天資材置場敷地拡張です。申請人は、昭和63年に設立され、東畦に本店を置き、土木建築業を主な事業としていますが、露天資材置場が不足しているため既存資材置場に隣接した法人役員所有の申請地に使用貸借権を設定し、露天資材置場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、既存施設の拡張に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和32年に設立され、北区京橋町に本店を置き、化学薬品製造業を主な事業としています。現在、宮浦工場の従業員駐車場を工場敷地内と契約駐車場に分けて賄っています。工場の安全性を確保するため、夜間は工場正門を閉鎖しており、勤務体系が3交代勤務であるため、従業員駐車場を工場敷地外で確保する必要があります。この度、契約駐車場が県道拡幅により駐車可能台数が減少することとなり、従業員駐車場が不足するため、工場に近い申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農

地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。申請人は、総社市内の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に隣接し農業を手伝うのに都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区下中野の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫婦の勤務先の間で通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は露天資材置場です。申請人は昭和52年に設立され、藤田に本店を置き、建設業を主な事業としていますが、露天資材置場が不足しているため、既存資材置場に隣接した法人役員所有の申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は露天駐車場です。申請人は箕島に居住し、申請地に隣接した畑を耕作していますが、農作業用の駐車スペースが無いため、申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区区分は、備中箕島駅から半径300メートル以内の3種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番から18番までは同時申請であり、19番も同じ地域に関連がありますので併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

16番、申請人は大福の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅

を建築しようとするものです。

17番、申請人は芳泉の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は倉敷市内の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く、妻の実家にも近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は妹尾の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く、妻の勤務先にも近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも備中箕島駅から半径300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、21番は、同じ地域で関連がありますので併せて説明します。いずれも令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

20番、申請人は当新田の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫婦それぞれの実家に近く子育ての協力を得られやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は彦崎の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先への交通アクセスが良く通勤に便利で、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも南区役所から半径300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場・露天資材置場です。申請人は、昭和48年に設立され、南区松浜町に本店を置き、自動車販売業を主な事業としています。事業拡大に伴い駐車場及び資材置場が不足しているため、法人役員でもある兄の所有地の中で、最も法人事務所に近く便利な申請地を所有権移転し、露天駐車場・露天資材置場として転用しようとするものです。

申請時に必要な添付書類である資金証明書等及び土地改良区意見書の提出がなかったため、地区協議会では、保留意見となっています。

23番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人が役員を務める法人は、平成12年に設立され、南区内尾に本店を置き、貨物運送業を主な事業としていますが、事業拡大に伴い駐車場が不足しているため、申請人所有で法人の駐車場として使用している既存露天駐車場に隣接した申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、権利設定を所有権移転とし、露天駐車場として永久転用申請するものです。なお、既存露天駐車場と一体で維持管理をするため申請人名義での申請となっています。

申請時に必要な添付書類である土地改良区意見書の提出がなかったため、地区協議会では、保留意見となっています。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、10番から23番までの14件について協議したところ、事務局説明のとおりで、22番、23番の2件は保留意見、その他12件については許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区23番までの内、南区22番、23番は保留、その他21件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 1番、当初計画者は平成30年5月に農地法第5条所有権移転で自己住宅建築の許可を受けましたが、体調不良により計画を取りやめたものです。承継者は、洲崎三丁目の借家に夫婦で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、南区役所から半径300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）については、南区1番の1件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。次に、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 11ページ1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から農業者への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、中・中央地区協議会では承認意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 では、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 12ページ中・中央地区1番から13ページ南区8番までの8件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、すべて相続による所有権の取得です。あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（6）の8件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。
議 長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１４ページ１番から６番までの６件です。転用目的は、宅地敷地拡張１件、露天駐車場２件、貸事業用地１件、自己住宅１件、貸露天駐車場１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１５ページ１番から３番までの３件です。転用目的は、自己住宅２件、共同住宅１件、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１６ページ１番から１７ページ６番までの６件で、解約理由は、４番が転用目的、その他はいずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１８ページ１番の１件で、内容は、進入路１件です。

最後に報告（５）農地改良届については、１９ページ１番から３番までの３件で、内容は、普通野菜畑３件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 （報告事項）

議 長 事務局からの報告について、ご意見、ご質問がありますか。

全 員 特になし。

議 長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （１）農業委員会組織による「令和元年台風第１９号等災害義援金」の募集について

（２）その他

①綱紀粛正の徹底について説明し、周知を図った

②「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みについて

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
議 長 その他、何かありますか。
事務局 (1) 次回総会予定 (1月20日(月)岡山市役所7階大会議室)
職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時11分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員